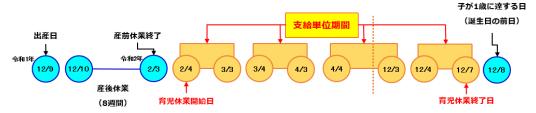
## 育児休業給付金の申請方法(雇用保険)

- ① 概要・・・・ 育児休業(以下、育休)期間中に雇用保険から収入に応じて一定額を受給できる制度(復職が前提)
- ② 受給条件・・・下記、すべてを満たす従業員
  - (1) 育休に入る前までの2年間で、1ヶ月のうちに11日以上働いた月が12ヶ月以上ある
  - (2) (1) の期間に失業給付金をもらっていない
  - ③ 雇用保険に加入している
  - (4) 休業中に給料の8割以上のお金をもらっていない
  - (5) 休日日数が期間中、毎日20日以上ある
  - (6) 育休期間終了後も継続して働く
- ③ 受給期間・・・ 例

金額・明細・・



- ◎育休開始から180日まで・・・ 月給(※)の67% 上限 301,299円
- ◎育休開始から181日以降・・・ 月給(※)の50% 上限 224,850円 休業開始時賃金月額証明書(票)によって原則育児休業開始前6ヶ月の賃金を180で除した額に支給日数の30日を乗じ算出(賃金月額が449,700円を超える場合、449,700円)
- ※産休育休開始前の直近6ヶ月分の額面給与(交通費含む、賞与は含まない)の平均額
- ④ 支給のタイミング・・ 2ヶ月ごとにまとめて
- ⑤ 社会保険料・・所得税・・・・

育児休業中	復帰後
社会保険料・所得税	社会保険料・所得税
免除	負担

⑥ 申請方法・・ (1) 受給資格の確認 → 会社 → ハローワーク

母子手帳のコピー・振込先銀行の通帳コピーが必要

(2) 育児日程の申出 → 従業員 → 会社 → ハローワーク

育休開始日の1か月前までに申し出る

- (4) 「育児休業基本給付金支給申請書」と「育児休業給付金受給資格確認票」記入後提出 従業員 → 会社 → ハローワーク
- (5) 書類提出から2~5ヶ月後に給付金の振込

2ヶ月ごとに追加申請をする必要がある